

「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 4 月 14 日
日本証券業協会

・改正の趣旨

現在、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）等の弊害防止措置の規定により、原則として、金融商品取引業者の親子法人等が発行する株券の募集の引受けに係る主幹事会社（以下「主幹事会員」という。）となることは禁止されているところである。昨年の金融商品取引法等の一部改正により、同規制が緩和され、所定の要件を満たす他の引受会員（以下、「独立引受幹事会員」という。）が株券の発行価格の決定プロセスに関与している場合については、例外として認められることとなった。

今般、金商業等府令等の改正等を踏まえ、引受会員が親子法人等の関係にある株券の募集に係る引受けの主幹事会員となるための要件を明確化するため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

・改正の骨子

「独立引受幹事会員」、「親法人等」、「子法人等」の定義を追加することとする。

（第 2 条第 1 項）

引受会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 153 条第 1 項第 4 号ハの規定（同条第 1 項第 4 号イ及びロに該当するものを除く。）により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が、新規公開において行う株券の募集の引受け又は上場発行者として発行する株券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合は、引受審査及び発行価格の妥当性を確保する目的から発行者及び独立引受幹事会員との間において、細則で定める引受審査の手続きに係る契約を締結しなければならない。

（第 9 条第 1 項）

その他、引受会員が主幹事会員となるための要件を定める。

（第 9 条第 2 項）

に規定される引受けにおいて、引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっての要件を定める。

（第 10 条）

独立引受幹事会員の追加、交代又は減少があった場合の引受けの取扱いについて定める。

（第 11 条）

その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：佐々木、齋藤（TEL 03-3667-8647）

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 14 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 〃 (現行どおり)</p> <p>10</p> <p><u>11 独立引受幹事会員</u> <u>主幹事会員の親法人等又は子法人等が発行する株券の募集に係る発行価格の決定に</u> <u>関与する引受会員をいう。</u></p> <p><u>12 親法人等</u> <u>金商法 31 条の 4 第 3 項に規定する親法人等をいう。</u></p> <p><u>13 子法人等</u> <u>金商法 31 条の 4 第 4 項に規定する子法人等をいう。</u></p> <p><u>14</u> 〃 (現行どおり)</p> <p><u>22</u></p> <p>(適切な引受判断) 第 3 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査業務のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、<u>第 12 条から第 14 条までの規定に基づき引受審査を行った内容を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。</u></p> <p>第 3 節 親法人等又は子法人等の引受け</p> <p>(主幹事会員となるための要件等) 第 9 条 <u>引受会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第 153 条第 1 項第 4 号ハの規定(同条第 1 項第 4 号イ及びロに該当するものを除く。)により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が、新規公開において行う株券の募集の引受け又は上場発行者として発行する株券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合は、引受審査及び発行価格の妥当性を確保する目的から発行者及び独立引受幹事会員との間において、細則で定める引受審査の手続きに係る契</u></p>	<p>(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 〃 (省 略)</p> <p>10 〃 (新 設)</p> <p>〃 (新 設)</p> <p>〃 (新 設)</p> <p><u>11</u> 〃 (省 略)</p> <p><u>19</u></p> <p>(適切な引受判断) 第 3 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査業務のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、<u>第 9 条から第 11 条までの規定に基づき引受審査を行った内容を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。</u></p> <p>〃 (新 設)</p> <p>〃 (新 設)</p>

新	旧
<p><u>約を締結しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</u></p> <p><u>1 独立引受幹事会員は、主幹事会員が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行うこと。</u></p> <p><u>2 独立引受幹事会員が価格等の決定に関与し、主幹事会員が行った価格等の妥当性について確認を行うこと。</u></p> <p><u>3 価格等の決定においては、第 25 条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングによる価格等の決定が行われること。</u></p> <p><u>4 発行者の発表資料において細則で定める事項が公表されること。</u></p> <p>(独立引受幹事会員となるための要件等)</p> <p>第 10 条 <u>前条第 1 項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</u></p> <p><u>1 主幹事会員又は発行者（以下「主幹事会員等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。</u></p> <p><u>2 主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の 100 分の 5 以上の数の対象議決権（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する対象議決権をいい、同条第 4 項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していないこと。</u></p> <p><u>3 その総株主等の議決権の 100 分の 5 以上の数の対象議決権を主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。</u></p> <p><u>4 次に掲げる者が主幹事会員等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。</u></p> <p><u>イ その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）及び主要株主（金商業等府令第 91 条第 1 項第 2 号に規定する主要株主をいう。）</u></p> <p><u>ロ イに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）</u></p> <p><u>ハ 自己並びにイ及びロに掲げる者が、他</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>の会社等（金商法施行令第15条の16第3項に規定する会社等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の過半数の数の議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員</u></p> <p><u>二 その役員であった者（役員でなくなった日から2年を経過するまでの者に限る。）及び使用人</u></p> <p><u>5 その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会員等についての前号イからニまでに掲げる者が占めていないこと。</u></p> <p><u>6 発行決議日前5年以上引受業務に従事し、かつ、発行決議日前2年以内に主幹事会員としての実績があること。</u></p> <p>（独立引受幹事会員の変更）</p> <p><u>第11条 第9条第1項に規定する引受けにおいて、独立引受幹事会員の追加（新たに独立引受幹事会員が加わることをいう。）交代（すべての独立引受幹事会員が取り止め、かつ独立引受幹事会員が追加されることをいう。以下この条において同じ。）又は減少（複数の独立引受幹事会員が置かれた場合において一部の独立引受幹事会員が取り止めることをいう。以下この条において同じ。）があった場合は、当該引受けにおける主幹事会員は、次の各号に掲げるところにより、当該引受けを取り扱わなければならない。</u></p> <p><u>1 主幹事会員は、第9条第1項に規定する契約の締結日以後、発行決議日までの間に当該契約を締結した独立引受幹事会員の追加又は減少があった場合は、その旨の理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。</u></p> <p><u>2 前号に掲げる期間に独立引受幹事会員が交代する場合に、追加された独立引受幹事会員は細則第4条に規定する引受審査の開始時期から引受審査を行うこと。</u></p> <p><u>3 発行決議日以後に独立引受幹事会員の追加があった場合は、その旨の理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。</u></p> <p><u>4 発行決議日以後に独立引受幹事会員の交代又は減少があった場合は、当該引受けを中止すること。</u></p> <p>第4節 適切な引受審査の実施</p>	<p>(新 設)</p> <p>第3節 適切な引受審査の実施</p>

新	旧
<p>(適切な引受審査) 第 12 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、引受審査部門（第 5 条第 2 項の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者）において、<u>第 16 条から第 19 条</u>までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 主幹事会員は、<u>第 16 条から第 19 条</u>までに規定する引受審査項目を審査するため、引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。</p> <p>4 ゝ (現行どおり)</p> <p>6</p> <p>(主幹事会員と他の引受会員の連携) 第 13 条 主幹事会員は、他の引受会員（<u>独立引受幹事会員を除く。</u>以下この条において同じ。）に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を細則で定めるところにより提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(主幹事会員の交代等があった場合の対応) 第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(引受審査終了後の対応) 第 15 条 会員は、自らが主幹事会員又は独立引受幹事会員として引受けを行った有価証券の発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。</p>	<p>(適切な引受審査) 第 9 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、引受審査部門（第 5 条第 2 項の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者）において、<u>第 13 条から第 16 条</u>までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 主幹事会員は、<u>第 13 条から第 16 条</u>までに規定する引受審査項目を審査するため、引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。</p> <p>4 ゝ (省 略)</p> <p>6</p> <p>(主幹事会員と他の引受会員の連携) 第 10 条 主幹事会員は、他の引受会員に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を細則で定めるところにより提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(主幹事会員の交代等があった場合の対応) 第 11 条 (省 略)</p> <p>(引受審査終了後の対応) 第 12 条 会員は、自らが主幹事会員として引受けを行った有価証券の発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。</p>

新	旧
2 (現行どおり)	2 (省 略)
第 5 節 引受審査項目等	第 4 節 引受審査項目等
(新規公開における引受審査項目)	(新規公開における引受審査項目)
第 16 条 (現行どおり)	第 13 条 (省 略)
(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)	(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)
第 17 条 (現行どおり)	第 14 条 (省 略)
(社債券の引受審査項目)	(社債券の引受審査項目)
第 18 条 (現行どおり)	第 15 条 (省 略)
2 他 の引受会員は、社債券の発行登録（金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。）による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、 <u>第 12 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。</u>	2 他 の引受会員は、社債券の発行登録（金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。）による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、 <u>第 9 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。</u>
1 (現行どおり)	1 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
(十分な引受審査)	(十分な引受審査)
第 19 条 引受会員は、 <u>第 16 条から第 18 条までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならない。</u>	第 16 条 引受会員は、 <u>第 13 条から第 15 条までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならない。</u>
(資金使途の確認及び公表)	(資金使途の確認及び公表)
第 20 条 (現行どおり)	第 17 条 (省 略)
(株主等への剰余金の配当等の状況の公表)	(株主等への剰余金の配当等の状況の公表)
第 21 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主（以下「株主等」という。）への適切な剰余金の配当（投資信託受益証券の収益分配、投資証券の金銭の分配及び受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る <u>分配金</u> を含む。以下同じ。）を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表	第 18 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主（以下「株主等」という。）への適切な剰余金の配当（投資信託受益証券の収益分配、投資証券の金銭の分配及び受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る <u>給付金</u> を含む。以下同じ。）を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表

新	旧
<p>するよう要請しなければならない。</p> <p>(株価推移等の公表) 第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(有価証券届出書等への記載の要請) 第 23 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、<u>第 20 条第 1 項及び第 2 項、第 21 条並びに第 22 条</u>に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)に記載するよう要請しなければならない。</p> <p>第 24 条 ゝ (現行どおり)</p> <p>第 31 条</p> <p>(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い) 第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の場合、<u>第 12 条から第 17 条まで、第 19 条及び第 20 条から第 23 条</u>までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集、私募及び自己株式の処分に係るものを含むものとする。</p> <p>第 33 条 ゝ (現行どおり)</p> <p>第 35 条</p> <p>(海外発行についての準用) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2 会員は、前項の場合において、当該会員の海外関連会社(金商業等府令第 177 条第 6 項に定める関係会社である外国法人をいう。)による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。</p> <p>3 第 1 項の場合における<u>第 23 条</u>の規定の取扱いについては、細則をもって定める。</p> <p>(この規則の一部の適用除外) 第 37 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用し</p>	<p>するよう要請しなければならない。</p> <p>(株価推移等の公表) 第 19 条 (省 略)</p> <p>(有価証券届出書等への記載の要請) 第 20 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、<u>第 17 条第 1 項及び第 2 項、第 18 条並びに第 19 条</u>に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)に記載するよう要請しなければならない。</p> <p>第 21 条 ゝ (省 略)</p> <p>第 28 条</p> <p>(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い) 第 29 条 (省 略)</p> <p>2 前項の場合、<u>第 9 条から第 14 条まで、第 16 条及び第 17 条から第 20 条</u>までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集、私募及び自己株式の処分に係るものを含むものとする。</p> <p>第 30 条 ゝ (省 略)</p> <p>第 32 条</p> <p>(海外発行についての準用) 第 33 条 (省 略)</p> <p>2 会員は、前項の場合において、当該会員の海外関連会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第 177 条第 6 項に定める関係会社である外国法人をいう。)による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。</p> <p>3 第 1 項の場合における<u>第 20 条</u>の規定の取扱いについては、細則をもって定める。</p> <p>(この規則の一部の適用除外) 第 34 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用し</p>

新	旧
<p>ないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項、<u>第22条並びに第31条第3項第5号</u> 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに<u>第22条</u> 3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第20条第3項から第5項まで、<u>第21条、第22条、第25条並びに第31条第3項及び第4項</u> 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 第20条、<u>第22条及び第25条</u> 5 第1号及び第3号に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集 第16条から<u>第22条まで</u> 6 第2号に規定する優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集並びに第3号及び第5号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第22条第1項第2号及び第2項 7 売出し 第21条から<u>第23条まで</u> 8 <u>不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い（不動産投資信託証券の募集又は売出しと並行して行われるもの以外で割当先が開示されているものに限る。）</u> 第31条第1項 <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成21年6月1日より施行する。</p>	<p>ないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第17条第1項第2号、同条第3項及び第4項、<u>第19条並びに第28条第3項第5号</u> 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第17条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに<u>第19条</u> 3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第17条第3項から第5項まで、<u>第18条、第19条、第22条並びに第28条第3項及び第4項</u> 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 第17条、<u>第19条及び第22条</u> 5 第1号及び第3号に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集 第13条から<u>第19条まで</u> 6 第2号に規定する優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集並びに第3号及び第5号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第19条第1項第2号及び第2項 7 売出し 第18条から<u>第20条まで</u> (新 設)

新	旧
<p>(独立引受幹事会員の引受審査の開始時期) 第 4 条 <u>独立引受幹事会員(規則第 11 条で定める追加の独立引受会員を除く。)</u>が行う引受審査の開始時期は、発行者が行う金融商品取引所への上場申請日の 1 か月以上前までに、<u>上場発行者が発行する株券の募集にあつては発行決議日の 17 営業日以上前までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。</u></p>	(新 設)
<p>(発表資料) 第 5 条 <u>規則第 9 条第 2 項第 4 号に規定する発表資料において公表される事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>発行者の親法人等又は子法人等を主幹事会員とした旨</u> 2 <u>発行者と主幹事会員との関係の具体的内容</u> 3 <u>当該株券の募集の引受けに係る価格等の決定に適切に関与した独立引受幹事会員の名称</u> 4 <u>当該独立引受幹事会員が価格等の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容</u> 5 <u>当該価格等の決定方法の具体的な内容</u> 	(新 設)
<p>(引受審査資料の受領の取扱い) 第 6 条 <u>規則第 12 条第 2 項柱書に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 	<p>(引受審査資料の受領の取扱い) 第 2 条 <u>規則第 9 条第 2 項柱書に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (省 略) 2 (省 略)
<p>(引受審査に係る個別資料) 第 7 条 <u>規則第 12 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (現行どおり) 7 8 <u>その他引受会員が必要と認める資料</u> 	<p>(引受審査に係る個別資料) 第 3 条 <u>規則第 9 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (省 略) 7 8 <u>その他会員が必要と認める資料</u>
<p>(主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱い) 第 8 条 <u>規則第 13 条第 1 項に規定する主幹事会員の他の引受会員(独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。)</u>への協力の取扱いは、原則として、次に掲げるところにより行うものとする。</p>	<p>(主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱い) 第 4 条 <u>規則第 10 条第 1 項に規定する主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱いは、原則として、次に掲げるところにより行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>1 新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、<u>第7条</u>に掲げる資料を、発行決議日の15営業日前までに他の引受会員に対して送付すること。</p> <p>2 上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、<u>第7条</u>に掲げる資料を、遅くとも発行決議日までに他の引受会員に対して送付すること。</p> <p>3 前各号の場合において、<u>規則第12条</u>第2項第1号から第4号までに規定する資料に関して他の引受会員が行う引受審査に必要不可欠であると認められる情報があるときは、当該情報を、適切な時期に当該他の引受会員に対して提供すること。</p> <p style="text-align: center;">(新規公開における引受審査項目の細目)</p> <p>第9条 <u>規則第16条</u>第2項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ゝ (現行どおり) 8</p> <p>2 <u>規則第16条</u>第2項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ゝ (現行どおり) 6</p> <p style="text-align: center;">(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)</p> <p>第10条 <u>規則第17条</u>第2項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ゝ (現行どおり) 6</p>	<p>1 新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、<u>第3条</u>に掲げる資料を、発行決議日の15営業日前までに他の引受会員に対して送付すること。</p> <p>2 上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、<u>第3条</u>に掲げる資料を、遅くとも発行決議日までに他の引受会員に対して送付すること。</p> <p>3 前各号の場合において、<u>規則第9条</u>第2項第1号から第4号までに規定する資料に関して他の引受会員が行う引受審査に必要不可欠であると認められる情報があるときは、当該情報を、適切な時期に当該他の引受会員に対して提供すること。</p> <p style="text-align: center;">(新規公開における引受審査項目の細目)</p> <p>第5条 <u>規則第13条</u>第2項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ゝ (省 略) 8</p> <p>2 <u>規則第13条</u>第2項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ゝ (省 略) 6</p> <p style="text-align: center;">(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)</p> <p>第6条 <u>規則第14条</u>第2項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ゝ (省 略) 6</p>

新	旧
<p>2 規則第 17 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ゝ (現行どおり) 5</p>	<p>2 規則第 14 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ゝ (省 略) 5</p>
<p>(社債券の引受審査項目の細目)</p> <p>第 11 条 規則第 18 条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ゝ (現行どおり) 3</p>	<p>(社債券の引受審査項目の細目)</p> <p>第 7 条 規則第 15 条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 ゝ (省 略) 3</p>
<p>(資金使途の内容の公表)</p> <p>第 12 条 規則第 20 条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。</p> <p>2 規則第 20 条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、主幹事会員は、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があつたときにはその都度公表を行うよう要請し、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請しなければならない。ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。</p> <p>3 前項に規定する要請は、当該募集の際に行うとともに、当該募集の払込日以降に調達資金の使途の変更及び規則第 20 条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当が認められた場合には、その都度行うものとする。</p>	<p>(資金使途の内容の公表)</p> <p>第 8 条 規則第 17 条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。</p> <p>2 規則第 17 条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、主幹事会員は、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があつたときにはその都度公表を行うよう要請し、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請しなければならない。ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。</p> <p>3 前項に規定する要請は、当該募集の際に行うとともに、当該募集の払込日以降に調達資金の使途の変更及び規則第 17 条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当が認められた場合には、その都度行うものとする。</p>
<p>(株価推移等の公表)</p> <p>第 13 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する</p>	<p>(株価推移等の公表)</p> <p>第 9 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する</p>

新	旧
<p>規則第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第 15 条第 3 号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>	<p>規則第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第 11 条第 3 号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>
<p>（ブックビルディングの手続き） 第 14 条 規則第 25 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （ 現行どおり ） 3 （ 現行どおり ） 	<p>（ブックビルディングの手続き） 第 10 条 規則第 22 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （ 省 略 ） 3 （ 省 略 ）
<p>（配分の公平化） 第 15 条 規則第 31 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協会員は、規則第 31 条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。 2 規則第 31 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者若しくは受益者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の 15% を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の取得をする場合を含むものとする。 3 規則第 31 条第 3 項第 1 号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシュエーションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。 4 規則第 31 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関 	<p>（配分の公平化） 第 11 条 規則第 28 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協会員は、規則第 28 条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。 2 規則第 28 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者若しくは受益者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の 15% を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の取得をする場合を含むものとする。 3 規則第 28 条第 3 項第 1 号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシュエーションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。 4 規則第 28 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関

新	旧
<p>係には、外国において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。</p> <p>5 規則第 31 条第 3 項第 4 号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株（剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。）に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの（当該子会社連動配当株を取得するものに限る。）を含むものとする。</p> <p>6 規則第 31 条第 4 項第 5 号に規定する「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、外国においてこれに相当するものを含むものとする。</p>	<p>係には、外国において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。</p> <p>5 規則第 28 条第 3 項第 4 号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株（剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。）に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの（当該子会社連動配当株を取得するものに限る。）を含むものとする。</p> <p>6 規則第 28 条第 4 項第 5 号に規定する「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、外国においてこれに相当するものを含むものとする。</p>
<p>（引受けの報告）</p>	<p>（引受けの報告）</p>
<p>第 16 条 規則第 33 条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表引受会員となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の 10 日（当日が休業日の場合は、前営業日）までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出することにより行うものとする。</p>	<p>第 12 条 規則第 30 条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表証券会社となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の 10 日（当日が休業日の場合は、前営業日）までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出することにより行うものとする。</p>
<p>2 （ 現 行 ど お り ）</p>	<p>2 （ 省 略 ）</p>
<p>（海外発行についての準用）</p>	<p>（海外発行についての準用）</p>
<p>第 17 条 規則第 36 条第 3 項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第 23 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 20 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。</p>	<p>第 13 条 規則第 33 条第 3 項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。</p>	